

第1 規制①

(1) 憲法 22条1項は、職業が生計獲得の手段であり、社会的分業の機能をもつことに加え、人格価値と結びつため、職業の開始・継続・廃止だけでなく、その活動内容における自由も保障するものと解される。

(2) ~~犬猫を販売する者~~は、その収入によつて生計を獲得でき、社会的分業の機能を有し、販売する者の人格価値その存在に資するものと考えらるるため、職業選択の自由として保障されている。

規制①は犬猫の販売業を営もうとする者、既に営んでいる者に対して、一定の条件を満たさなければ、犬猫の販売を認めらるることとする免許制を定める場合、犬猫の販売を許可するよう免許制を導入する仕組みである。規制①により、犬猫を販売できない条件を満たしていない場合、犬猫を販売できなくなるため、職業の開始の自由にあたるとも考えらるる。しかし、犬猫販売業免許を取得できなくとも、規制の対象は、犬猫に限るため、それ以外の動物を販売して営業を続けることが可能である。犬猫以外のペットを飼う人は50%の割合を占めるとも考慮される。また、犬猫の販売がなくてもペットショップとしての営業は可能であるため、規制①は、営業活動の自由に対する制約である。

2(1) 憲法 22条1項で保障されているとしても、公共の福祉に基づく制約をうける。公共の福祉に基づく合憲な制約があるかは、規制の目的・手段や規制の内容、それによつて生ずる不利益等を比較衡量して決する。

(2) 目的が消極目的であり、職業の開始に対する規制であった事例の判決では、(許可制度の導入)であった事例の判決では、職業選択に対する強力な規制であることから、目的が重要な公共の利益のためであり、許可制に比べて職業の自由に対してよりゆるやかな制限である規制によりは目的を達成できない

と認めらるることも必要であった。

(3) 規制①の目的は、犬猫の販売業の経営安定でも、健康被害の防止でもなく、「人と動物の共生する社会の実現を図ること」にある。そのため、積極目的でも、消極目的でもなく、本件法案の元である動物愛護管理法1条によると、「動物の管理に関する事項を定め動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し」とあり、消極的目的が含まれる目的であると考えらるる。更に、規制①も免許制を定めた規制である。しかし、前述通り、職業選択そのものに対する規制ではなく、活動内容に対する規制であるため、判例の事案とは異なり、判例の基準ほど厳格に合憲性を審査する必要はない。

そのため、目的が重要であり、目的と手段に実質的関連性があるかで合憲性を判断する。

(4) 規制①の目的は、販売業者が売れ残った犬猫を遺棄したり、安易に買取業者に引き渡し、結果として、犬猫が殺され廃棄されたり、飼主が犬猫を過剰に愛する現状から、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としている。確かに、犬猫が遺棄されることにより、それらの犬猫が人の生命・身体を侵害する恐れがあるため、目的は十分に重要である。

本件法案第2条により、各号にあたる場合は、免許を与えないとしている。各号の内容が目的と実質的関連性が認められれば検討する。

① 1号

1号は、販売場ごとに、犬猫の販売頭数に応じた犬猫飼養施設を設けることが必要とする内容である。犬猫飼養施設の設備が不十分であると、多くの犬猫を扱っている販売場が、犬猫を育てることが難しくなり、売れなくなる程に

引退した犬猫があられた、それを遺棄する行為と考えられる。また育てる行為が数人の観点から酷しくなり、買取業者や地方公共団体に引渡しの申し送り遺棄されることも考えられる。そのため、これらの手段を防止するためにも、販売場として販売頭数を十分育てられる環境が必要であることは実質的合意関連性が認められる。更に、具体的な基準も国際的に認められている基準の範囲内である。以上から、1号は合意である。

② 2号

2号の規制は、当該都道府県内の犬猫の需給均衡の観点から規制したものである。売れ残る犬猫が売れ残らないうためである。この点については、売れ残る行為自体ではなく、売れ残った犬猫を適切に扱わなかった問題とされているため、売れ残らないうようにすることは関連性の高い手段であると考えられる。しかし、売れ残りも「ない」ようにすることにより、販売場は犬猫を他の団体に引渡すこともできなくなり、大量の売残りの犬猫が遺棄されてしまうという問題の解決に資するため、実質的関連性が認められる。以上から、2号は合意である。

③ 3号

3号は、都道府県内の犬猫シルターの収容能力の観点から、規制したものである。しかし、犬猫シルターの収容能力の観点から規制をしたとしても、犬猫販売業者からの引取りを犬猫シルターは拒否できるという規定がある。そのため、犬猫シルターの収容能力の観点から規制をしたとしても、売れ残りを防止したり、遺棄しないうように（下）とする目的とは何の関連性もない。

以上から、3号は違意である。

3. よって、規制①について、事件法第2の3号について違意である。

第2 規制 ②

(1) 官利的言論（事利目的でサービス広告する行為）とは、一般国民の知る自由を侵害し、それは自己実現の価値を減らすことになる。

21条1項が表現の自由を保障するのは、表現が自己実現の行為としての価値を減らす「知る自由」を侵害するからである。また表現の自由知る自由については個人の人格形成に不可欠であるにもかかわらず、憲法21条1項により保障されている。そのため、官利的言論も表現の自由として保障される。国民に犬猫について知る機会を減らす。

(2) 犬猫の販売に関して広告する行為は、官利的言論として保障されている。

規制②は、その広告に際して犬猫のイラスト、写真及び動画を用いてはならないとする規制内容であり、犬猫の販売に関して広告する行為の制約にあたる。

2(1) 前述通り、比較衡量にて合憲性を検討する。

規制②は、表現の内容に着目して規制していたり、実質的に特定の内容の表現が市場に流通するのを妨げられるものでない。方法に着目した規制であるため、厳格に合憲性を検討する必要もないと考えられる。しかし、規制②によて、与える犬猫の情報は、品種、月齢、性別等の文字情報だけである。犬猫をペットとして選ぶ際には、写真でその姿を拝見する飼主にならなくてはならない非常に重要である。そのため、写真での広告を規制する行為は、知る自由に対する大きな制約であるといえる。

(2) そのため、合憲性の判断にあたっては、規制の目的が重要であり、その手段より、規制が「手段」であれば「目的」に達成される場合は、違意である。

(3) 規制②の目的は、飼主にならなくてはならない者から十分な準備と覚悟を促すことにより、犬猫を結果的に遺棄したり手放したりする行為を防止することにある。その点は、犬猫の大量の遺棄が問題となっている現状では、重要で

(第1問)

あるといえる。しかし、犬猫販売業者は、実際に販売する段階では、購入希望者には適切な情報提供を与える~~ため~~機会がある。その段階で、十分な準備~~を必要とする~~と~~する~~等の~~要求~~ができていたならば、販売しやすきの規制を行うことにより、目的は達成できる。またそのおける規制のうち、知る自由への制約も見えらる、より緩い規制である。

以上

(第2問)